

## 情報公開審査会答申の概要

答申第 998 号（諮問第 1655 号）

件名：個別の教育支援計画等の不開示決定に関する件

### 1 開示請求

平成 26 年 12 月 1 日、平成 27 年 1 月 26 日、同月 30 日、同年 3 月 12 日、同年 4 月 9 日、同年 6 月 18 日、同年 8 月 18 日、同年 12 月 22 日、平成 28 年 2 月 1 日及び同月 4 日

### 2 原処分

平成 27 年 1 月 14 日、同年 3 月 11 日、同月 26 日、同年 4 月 23 日、同年 7 月 7 日、同年 9 月 1 日、平成 28 年 2 月 4 日及び同年 3 月 18 日（不開示決定）  
愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示とした。

### 3 異議申立て

平成 27 年 1 月 26 日、同年 3 月 13 日、同年 4 月 8 日、同月 30 日、同年 7 月 14 日、同年 9 月 4 日、平成 28 年 2 月 8 日及び同年 3 月 23 日  
原処分の取消しを求める。

### 4 諮問

令和 3 年 8 月 11 日

### 5 答申

令和 4 年 3 月 29 日

### 6 審査会の結論

知事が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

### 7 審査会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件行政文書について

別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 9 までは、愛知県情報公開審査会に対して、諮問案件に係る調査審議を行うために提出された資料であり、文書 10 及び文書 11 は、愛知県個人情報保護審議会に対して、諮問案件に係る調査審議を行うために提出された文書である。

実施機関は、文書 1 から文書 4 までを条例第 7 条第 2 号、同条第 5 号、及び同条第 6 号、文書 5 から文書 11 までを条例第 7 条第 5 号及び同条第 6 号に該当するとして不開示としているほか、文書 1、文書 2、文書 3、文書 4 及び文書 6 のうち諮問案件に係る対象行政文書を、条例第 21 条第 1 項にも該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 愛知県情報公開審査会及び愛知県個人情報保護審議会（以下「審査会等」という。）の調査審議の内容は、条例で不開示とされている情報に密接な関連を有するものであり、委員には公正・中立的な立場での率直な意見交換及び調査審議が求められている。そして、文書 1 から文書 11 までには、いずれも審査会等が公正・中立的な立場での調査審議を行うための資料であることから、これを公にすることにより、不服申立てに関する利害関係者など外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、審査会等の調査審議における委員の率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

また、審査会等としての意思決定が行われた後であっても、当該調査審議に関する情報が公になると、公表された答申と比較検討することにより、調査審議の過程が推知され、今後予定される同種の調査審議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められる。

実施機関においても、開示されることを意識した記述にならざるを得ず、審査会等の調査審議に必要な情報が提供されないことにより、審査会等の公正・中立的な調査審議に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ よって、本件行政文書は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書は、前記(3)において述べたとおり、いずれも審査会等が公正・中立的な立場での調査審議を行うための資料であり、これを公にすることにより、今後の審査会等の調査審議において、不服申立てに関する利害関係者など外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、審査会等の調査審議における委員の率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれ、公正・中立的な立場に立つべき救済機関としての機能を果たすことが困難となり、審査会等が行う調査審議に関し、公正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(5) その他

以上のとおり、本件行政文書は、条例第7条第5号及び第6号に該当するため、実施機関のその他の主張については論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

また、異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別表

1 行政文書の名称		2 不開示 決定日	3 異議 申立日	4 開示しな いこととし た根拠規定
文書 1	個別の教育支援計画（諮問第 953・1011・1012 号、諮問第 956 号、諮問第 957 号、諮問第 1022 号及び諮問第 1251 号に係る対象行政文書）	平成 27 年 1 月 14 日	平成 27 年 1 月 26 日	条例第 7 条第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 21 条第 1 項
文書 2	個別の教育支援計画及び個別の指導計画（諮問第 919 号に係る実施機関提出資料並びに諮問第 953・1011・1012 号、諮問第 957 号、諮問第 1022 号及び諮問第 1251 号に係る対象行政文書）	平成 27 年 3 月 11 日	平成 27 年 3 月 13 日	
文書 3	個別の教育支援計画及び個別の指導計画（諮問第 919 号に係る実施機関提出資料並びに諮問第 953・1011・1012 号、諮問第 957 号、諮問第 1022 号及び諮問第 1251 号に係る対象行政文書）	平成 27 年 3 月 26 日	平成 27 年 4 月 8 日	
文書 4	個別の教育支援計画及び個別の指導計画（諮問第 919 号に係る実施機関提出資料並びに諮問第 953・1011・1012 号、諮問第 956 号、諮問第 957 号、諮問第 1022 号及び諮問第 1251 号に係る対象行政文書）	平成 27 年 4 月 23 日	平成 27 年 4 月 30 日	
文書 5	愛知県情報公開審査会 諮問第 1220 号 実施機関提出資料	平成 27 年 7 月 7 日	平成 27 年 7 月 14 日	条例第 7 条第 5 号及び第 6 号
文書 6	生徒指導提要（平成 22 年 3 月 文部科学省）（抜粋）（諮問第 1349 号に係る対象行政文書）	平成 27 年 9 月 1 日	平成 27 年 9 月 4 日	条例第 7 条第 5 号、第 6 号及び第 21 条第 1 項

1 行政文書の名称		2 不開示 決定日	3 異議 申立日	4 開示しな いこととし た根拠規定
文書 7	第 447 回愛知県情報公開審 査会 諮問第 1238・1239・ 1240 号実施機関提出資料	平成 28 年 2 月 4 日	平成 28 年 2 月 8 日	条例第 7 条 第 5 号及び 第 6 号
文書 8	第 460 回愛知県情報公開審 査会 諮問第 1238・1239・ 1240 号事務局提出資料			
文書 9	諮問第 1240 号 答申案			
文書 10	第 150 回愛知県個人情報保 護審議会 諮問第 135 号 事務局提出資料	平成 28 年 3 月 18 日	平成 28 年 3 月 23 日	
文書 11	諮問第 135 号 答申案			